発表資料No.2-2

厚生労働省
岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和８年10月30日（金）

【照会先】
岩手労働局職業安定部訓練課
課　　長　　菊池　英明
電　　話　　019（604）3004

報 道 関 係 者　各位

11月は「人材開発促進月間」です
～ 11月10日は「技能の日」 ～

厚生労働省では、11月を「人材開発促進月間」、11月10日を「技能の日」(※)と定め、国及び都道府県において人材開発行政に係る諸行事の開催や広報活動の展開を通じて、職業能力の開発・向上、技能の振興に関する取組を行ってまいります（別紙「令和８年度人材開発促進月間実施要領」参照）。

※「人材開発促進月間」と「技能の日」について
昭和45年11月に「技能五輪国際大会」がアジアで初めて日本（東京）で開催されたことを記念して、11月を「人材開発促進月間」（旧職業能力開発促進月間）、開会式が行われた11月10日を「技能の日」と定めています。一昨年９月、令和10年の技能五輪国際大会が日本（愛知）で21年ぶりに開催することが決定し、昨年８月には「一般財団法人2028年技能五輪国際大会日本組織委員会」が設立されました。

１　実施期間
（1）人材開発促進月間
令和8年11月1日（日）から11月30日（月）まで
（2）技能の日
令和8年11月10日（火）

２　労働局・ハローワークの取組
岩手労働局においては、生涯を通じた能力開発及び技能振興の機運醸成に向けた以下の取組を行ってまいります。

（1）人材育成支援策リーフレット等を活用し、経済団体や関係機関への訪問、SNSによる発信を通じて、人材育成支援策の利用促進に向けPRを実施する。

（2）岩手県内の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う「地域職業能力開発促進協議会」を11月中に開催する。

（3）ハローワークでは、事業主に対して人材育成支援策の周知啓発を実施するとともに、求職者に対して職業訓練説明会や訓練施設見学会を実施する。

人材育成支援策リーフレット
（事業主・事業主団体向け）　（求職者向け）

令和８年度人材開発促進月間実施要領

１　趣旨

現在、我が国は産業構造の急速な変化や人口減少に伴う労働供給制約の中で、産業界等や成長分野等に必要な人材を戦略的に育成・確保する必要がある。こうした中で、労働生産性の向上及び労働者の自己実現や処遇向上等を図り、経済社会の成長に繋げるため、人材開発行政が果たすべき役割は更に大きくなっている。

人材開発行政においては、すべての人が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、労働市場の「見える化」など職業能力開発の基盤整備や、離職者等を対象とする公的職業訓練の実施、労働者の自律的・主体的なキャリア形成への支援、企業による人材育成への支援、技能検定等の実施による職業能力評価体制の整備などを進め、労働者の職業能力の開発・向上を支援している。こうした取組の認知度を高め、その内容や効果に関する理解を促進するためには、周知・広報活動を通じて、生涯を通じた能力開発の機運を醸成することが欠かせない。

厚生労働省では、昭和 45 年 11 月に「技能五輪国際大会」がアジアで初めて日本で開催されたことを記念し、毎年 11 月を「人材開発促進月間」、開会式が行われた同月 10 日を「技能の日」と定めている。この月間を契機として、多くの関係者の協力を得て、「卓越した技能者（現代の名工）」の厚生労働大臣表彰式等の各種行事や広報活動を展開し、生涯を通じた能力開発及び技能振興の重要性について、労働者や事業主をはじめとする多くの方々の理解を求めていく。

令和 10 年には、技能五輪国際大会が 21 年ぶりに日本で開催予定である。このまたとない機会を捉え、同大会までの３年間を集中取組期間とする「全世代型リ・スキリング国民運動」を展開し、リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進し、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成を図っていく。これらの取組も踏まえ、本月間においても、より一層の周知・広報活動を展開していく。

２　主唱

厚生労働省及び各都道府県

３　実施期間

⑴ 人材開発促進月間

令和８年 11 月１日（日）から 11 月 30 日（月）まで

⑵ 技能の日

令和８年 11 月 10 日（火）

４　月間の実施事項

⑴ 国等で実施する事項

ア　「障害者人材開発促進旬間」の実施（11 月１日（日）～10 日（火））

全都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に通知を出し、障害者の人材開発施策のＰＲを促すとともに、入校促進や修了生の就職促進を図る。

イ　「卓越した技能者（現代の名工）」の厚生労働大臣表彰式の開催（11 月９日（月））

厚生労働省の主催により、都道府県等から推薦のあった者で、それぞれの職業部門において、卓越した現役の技能者（いわゆる「現代の名工」）であり、他の技能者の模範と認められ、技能を通じて労働者の福祉の増進、産業の発展に寄与した者に対して、厚生労働大臣表彰を行っている。

ウ　「令和８年度職業能力開発関係厚生労働大臣表彰及び職業訓練教材コンクールの入賞者に対する表彰」の実施（11 月 19 日（木））

厚生労働省等の主催により、認定職業訓練及び技能検定の推進に功績のあった事業所、団体及び個人、技能振興の推進に功績があった事業所及び団体並びに令和８年度の職業訓練教材コンクールの入賞者に対して、厚生労働大臣から表彰する。

エ　「あなたのリスキリングアクション キックオフフォーラム 2026」の実施（11 月 26 日（木））

全世代型リ・スキリング国民運動の一環として、関係省庁連携の下、国民運動の熱量を高め、リ・スキリングの機運醸成を図り、労働者をはじめとする国民１人１人に対し、自ら希望するスキルアップを行う意欲、企業における人材育成に対する意識も高めていくことを目指し、参加型フォーラムを開催する。

オ　「ＰＴＵフォーラム」の実施（11 月 27 日（金）・28 日（土））

厚生労働省及び機構が設置・運営している「職業能力開発総合大学校

（ＰＴＵ）」において、教育機関や企業、職業能力開発施設などにおいて人材開発に従事する方々や学生などが、日頃の研究などを通じて得られた成果などを発表・議論・交流するとともに、地域における人材開発の発展に向けた社会貢献活動をされている方々の発表を通じ、当該活動や地域の活性化への寄与を目的とした「フォーラム（講演・研究発表会）」を行う。

カ　「全世代型リ・スキリング国民運動キャンペーン特設ウェブサイト」の開設（11 月中予定）

全世代型リ・スキリング国民運動の一環として、特設ウェブサイトを新規開設し、国民運動に関する多様なコンテンツ掲載・案内を行うとともに、他のウェブサイトと連携しながら、リ・スキリングの意欲喚起から具体的なアクションにつながる情報を一元的に提供する。

キ　広報活動の展開

厚生労働省ホームページ・WEB マガジン、厚生労働省公式Ｘ（旧ツイッター）・フェイスブック等の SNS 等の各種広報媒体や事業主・事業主団体との日常的な接点を通じて、「人材開発促進月間」の趣旨、各種行事の内容、人材開発行政に関する各種施策の周知等、広報活動を展開することにより、職業能力の開発・向上の促進を図る。

(2) 都道府県で実施する事項

ア　人材開発行政に係る諸行事の開催

例えば、

（ア）優れた技能者の表彰

（イ）職業能力開発、技能検定及び技能振興の推進に功績のあった関係者等の表彰

（ウ）各種技能競技大会及びアビリンピック等の入賞者による知事への表敬訪問

（エ）職業能力開発促進大会、テクノインストラクター（職業訓練指導員）の研究発表会や技能展等の開催

（オ）入校を検討されている方等に対する実習講座等の開催による公共職業能力開発施設等の地域への開放（オープンキャンパス）

（カ）障害者の職業能力の開発を広めるため、障害者職業能力開発校の開放や技能展の開催及び地方アビリンピックの開催

イ　広報活動の展開

「人材開発促進月間」の趣旨、各種行事の内容等について次のような広報活動を展開することにより、職業能力の開発・向上の促進を図る。

例えば、

（ア）都道府県広報誌等への掲載

（イ）都道府県記者クラブに対する新聞、テレビ等での報道の依頼

（ウ）都道府県労働局、機構の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）や職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）、都道府県職業能力開発協会との連携協力

（エ）その他の関係団体、事業所等に対して「人材開発促進月間」の意義を周知し、職業能力開発促進の機運の醸成を図る等

ウ　事業主に対する「職業能力開発推進者」の選任の奨励